

# 災害時要援護者支援活動の推進に関する方針

～「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」の継続・充実を～

## 1. 運動の総括（振り返り）

本会が、民生委員制度創設 90 周年記念事業として、平成 18 年から全国の民生委員・児童委員に取り組みを呼びかけた「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」は着実に実績を積み重ねた結果、民生委員・児童委員による要援護者の災害時等に備える安否確認活動に対する評価が高まるとともに、国民の間で民生委員・児童委員の地域福祉の取り組みへの理解に繋がった。

そして、平成 19 年 10 月から平成 22 年 11 月までの期間を第 2 次として本運動を継続し、災害時要援護者支援活動の充実をめざした取り組みを推進してきた。その結果、取り組み状況調査の結果にみられるように、全国各地で関係機関・団体等との連携が強まり、要援護者の把握、台帳の整備、「災害福祉マップ」の作成をはじめとした実績の積み重ねによって、地域における安否確認や避難支援等の活動が着実に広がってきた。

近年、水害等の自然災害が相次ぐ状況にあって、地域住民による支え合いの取り組みである災害時要援護者支援活動はますます重要となっており、今後とも継続的な取り組みが必要である。

## 2. 今後の活動の充実に向けて

本会は、「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」の継続・充実に向けて、「災害時要援護者支援活動の推進」を重点事業として掲げ、単位民児協、市区町村民児協及び都道府県・指定都市民児協と連携して、今後とも着実に事業を推進していく。

事業の推進にあたり、民生委員・児童委員の日常活動である地域の実態把握と見守り・支援活動を基軸にしながら、災害時要援護者の把握と被災時の円滑な安否確認のために要援護者情報の共有化をすすめるとともに、これまでの活動実践をふまえた関係機関・団体等との連携・協働による災害時に備える取り組みなどを恒常的なものにするために、民児協組織共通の活動方針を以下に定める。

### 3. 活動方針

- (1) 災害時要援護者支援は、地域住民が支え合う取り組みであり、日頃の民生委員・児童委員活動と密接につながっていることを再認識し、民児協の事業計画等に位置付けて取り組みます。
- (2) 日々把握した災害時要援護者の情報等をもとに、台帳や「災害福祉マップ」を整備し、日頃の見守り活動等に活用するとともに、毎年度更新することに努めます。
- (3) 災害時要援護者支援に向けて、地域事情や災害の特性をふまえつつ、地域の関係機関・団体と幅広く連携し、被災時に要援護者情報が生かされるよう地域で情報共有等のしくみをつくります。また、「災害福祉マップ」づくり等をとおして、関係者間の連携・協働体制の強化を図ります。
- (4) 民生委員・児童委員の日常の活動である地域の実態把握と見守り・支援活動を推進するとともに、地域住民による助け合い・支え合いのネットワークによる「地域力・福祉力」を高めます。
- (5) これらの取り組みについては、民児協組織全体で毎年度振り返り、災害時要援護者支援活動の充実・強化を図ります。

平成 22 年 9 月 6 日

全国民生委員児童委員連合会